

委託契約における随意契約理由の公表（令和6年7月1日～令和6年9月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額 (消費税込)円	適用条項
1	総務課	R6.8.1	貝塚市庁舎第二別館建物管理業務委託契約	貝塚市庁舎第二別館建物管理業務	当該事業者は庁舎本館の維持管理事業者であり、維持管理者が同一敷地内に常駐していることから、管理コストの縮減及び事務の効率化が図られ、設備点検においてもスケールメリットを創出することができるため。	株式会社ザイマックス関西	¥1,306,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
2	市民課	R6.9.10	氏名の読み仮名法制化による読み仮名通知出力機能に係る戸籍システム改修業務	戸籍に氏名の読み仮名の記載を行うために、通知を出力するためのシステム改修業務	当該事業者は戸籍システムを構築した業者であり同システムの改修ができる唯一の事業者であるため	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 関西支店	¥1,309,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3	福祉総務課	R6.8.1	貝塚市重層的支援体制整備事業業務委託契約	世代や属性を超えて住民同士が交流できる場の整備等の業務及び地域における要援護者等の見守り・発見・相談等の業務	本業務は世代や属性を超えて住民同士が交流できる場の整備や複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業であり、当該事業者は、各地域の実情を的確に把握し、地域の活動に深く関わるることができる、市内で唯一、市域全般で福祉活動を実施している社会福祉法人であるため。	社会福祉法人貝塚市社会福祉協議会	¥5,800,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4	生活福祉課	R6.9.26	令和6年度生活保護制度改正に伴う生活保護システム改修業務委託	令和6年度に改正された生活保護制度に対応するため、生活保護システムの改修を行う業務	生活保護システムについて、当該事業者は、現在使用しているシステムの運営事業者であり、当該システムの改修ができる唯一の事業者であるため。	北日本コンピューターサービス株式会社	¥1,733,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託契約における随意契約理由の公表（令和6年7月1日～令和6年9月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額 (消費税込)円	適用条項
5	保険年金課	R6.7.10	加入者情報通知に伴う処理業務委託契約	国民健康保険で把握している加入者情報（個人番号の下4桁）を全被保険者へ通知する業務	本業務は、本市基幹系システムからデータを抽出して実施する業務である。当該事業者は、本市基幹系システムの構築者であるため、システムを熟知し、瑕疵の一元化をできる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥909,073	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
6	保険年金課	R6.7.10	国民健康保険システム制度改正対応（マイナンバーカードと健康保険証の一体化）	マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るシステム改修業務	本業務は、本市基幹系システムの改修に係る業務である。当該事業者は、本市基幹系システムの構築者であるため、システムを熟知し、瑕疵の一元化をできる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥5,170,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
7	健康推進課	R6.7.1	休日急患診療所受付業務委託契約	休日急患診療所の受付業務（受付・カルテ作成、自己負担金の徴収と納入等）	本業務に係る指名競争入札が不調となったことから、再入札を実施するまでの期間、休日急患診療所受付業務を随意契約する必要が生じた。当該事業者は、指名競争入札に参加した唯一の事業者であるため。	株式会社ソラスト医療事業本部	¥860,970	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
8	健康推進課	R6.9.10	ウォーキングセミナー実施業務委託契約	独自のデータ分析に基づく運動効果が向上する正しい歩行姿勢を身につけることを目的とした市民対象セミナーの開催（年度内2回）	当該事業者は、アシックススポーツ工学研究所において独自に開発されたプログラムに基づく本業務を実施できる唯一の事業者であるため。	株式会社アシックス	¥660,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
9	子ども福祉課	R6.7.1	令和6年度児童手当拡充に伴う制度改正対応委託契約	令和6年度児童手当制度改正に伴うシステム改修、制度改正周知対応業務	当該事業者は児童手当システムおよび住民基本台帳システムを構築した業者であり、システムを改修できる唯一の事業者であるため	株式会社南大阪電子計算センター	¥5,824,610	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託契約における随意契約理由の公表（令和6年7月1日～令和6年9月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額 (消費税込)円	適用条項
10	用地課	R6. 7. 1	令和6年度南海二色浜駅前広場等整備事業土地確定測量業務委託契約	南海二色浜駅前広場等整備事業土地確定測量業務	当該事業者は土地家屋調査士で構成し、必要な調査及び測量を実施できる唯一の公益法人であるため。	公益社団法人 大阪公共嘱託登記 土地家屋調査士協会	¥1, 237, 500	地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号
11	用地課	R6. 7. 1	公共用地境界確定補助業務委託契約	公共用地境界確定補助業務	当該事業者は土地家屋調査士で構成し、必要な調査及び測量を実施できる唯一の公益法人であるため。	公益社団法人 大阪公共嘱託登記 土地家屋調査士協会	¥2, 500, 000	地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号
12	農林課	R6. 9. 12	貝塚産材使用出生記念品作成業務委託	森林経営計画制度の事業計画に基づき搬出された貝塚産材を加工し、出生記念品（積み木セット）を作成する。	本業務は、森林経営計画制度の事業計画に基づき搬出された貝塚産材を加工し、出生記念品（積み木セット）を作成する業務である。本市において森林経営計画を認定している林業事業体は大阪府森林組合泉州支店のみであり、貝塚産材である証明ができるのは当該事業者において他にないため	大阪府森林組合 泉州支店	¥979, 000	地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号
13	上下水道総務課	R6. 6. 3	令和6年度情報系システム設備等機器セットアップ	情報系システム設備等機器のセットアップ業務	当該事業者は機器利用のための環境や設定を構築しており、当該セットアップ作業を実施できる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電 子計算センター	¥594, 000	地方公営企業法 施行令第21条の 13第1項第2号
14	上下水道営業課	R6. 8. 1	上下水道料金電算システム改修業務委託契約	水道メーター検針用ハンディターミナルの切替により、それに対応する上下水道料金電算システムを改修する業務	当該事業者は上下水道料金電算システムを開発し、本市仕様にカスタマイズしており、本業務を行う際に不具合が生じたときの責任の所在を明確にし、本業務を実施できる唯一の事業者であるため	株式会社南大阪電 子計算センター	¥6, 749, 050	地方公営企業法 施行令第21条の 13第1項第2号

委託契約における随意契約理由の公表（令和6年7月1日～令和6年9月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額 (消費税込)円	適用条項
15	水道管理課	R6. 7. 9	王子11号線配水管移設工事設計業務(王子窪田第43工区)	公共下水道事業に伴う上水道管の移設設計業務	過年度に本市下水道推進課より当該地区を含む現地調査や測量、設計等を実施させており、工事施工に伴う不具合が生じた際に責任の所在を明確にできる唯一の業者であるため。	㈱日建技術コンサルタント	¥4, 620, 000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
16	水道管理課	R6. 7. 1	王子宮6号線外1線配水管移設工事設計業務（王子窪田第44工区）	公共下水道事業に伴う上水道管の移設設計業務	過年度に本市下水道推進課より当該地区を含む現地調査や測量、設計等を実施させており、工事施工に伴う不具合が生じた際に責任の所在を明確にできる唯一の業者であるため。	㈱西日本設計	¥4, 785, 000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
17	水道管理課	R6. 7. 3	加神2号線外1線配水管移設工事設計業務（加神島中第17工区）	公共下水道事業に伴う上水道管の移設設計業務	過年度に本市下水道推進課より当該地区を含む現地調査や測量、設計等を実施させており、工事施工に伴う不具合が生じた際に責任の所在を明確にできる唯一の業者であるため。	正和設計㈱大阪支店	¥4, 724, 500	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
18	水道管理課	R6. 7. 11	妙見島中線支線配水管移設工事設計業務（加神島中第18工区）	公共下水道事業に伴う上水道管の移設設計業務	過年度に本市下水道推進課より当該地区を含む現地調査や測量、設計等を実施させており、工事施工に伴う不具合が生じた際に責任の所在を明確にできる唯一の業者であるため。	㈱潮技術コンサルタント大阪事務所	¥4, 400, 000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
19	水道管理課	R6. 7. 3	橋本1号線外3線配水管移設工事設計業務（橋本第7工区）	公共下水道事業に伴う上水道管の移設設計業務	過年度に本市下水道推進課より当該地区を含む現地調査や測量、設計等を実施させており、工事施工に伴う不具合が生じた際に責任の所在を明確にできる唯一の業者であるため。	オジナル設計株式会社大阪事務所	¥4, 620, 000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
20	水道管理課	R6. 7. 2	半田三昧川線配水管移設工事設計業務（半田第2第8工区）	公共下水道事業に伴う上水道管の移設設計業務	過年度に本市下水道推進課より当該地区を含む現地調査や測量、設計等を実施させており、工事施工に伴う不具合が生じた際に責任の所在を明確にできる唯一の業者であるため。	㈱大建技術コンサルタンツ	¥4, 785, 000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

委託契約における随意契約理由の公表（令和6年7月1日～令和6年9月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額 (消費税込)円	適用条項
21	水道管理課	R6. 7. 5	三ツ松8号線配水管移設工事設計業務（森三ツ松第19工区）	公共下水道事業に伴う上水道管の移設設計業務	過年度に本市下水道推進課より当該地区を含む現地調査や測量、設計等を実施させており、工事施工に伴う不具合が生じた際に責任の所在を明確にできる唯一の業者であるため。	㈱エフウォーターマネジメント大阪事務所	¥4, 290, 000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
22	水道管理課	R6. 7. 3	国道26号配水管移設工事設計業務(小瀬第27工区)	公共下水道事業に伴う上水道管の移設設計業務	過年度に本市下水道推進課より当該地区を含む現地調査や測量、設計等を実施させており、工事施工に伴う不具合が生じた際に責任の所在を明確にできる唯一の業者であるため。	㈱寛設計事務所	¥4, 054, 600	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
23	水道管理課	R6. 7. 10	一の宮堤線外3線配水管移設工事設計業務（浦田窪田第29工区・堤第5工区）	公共下水道事業に伴う上水道管の移設設計業務	過年度に本市下水道推進課より当該地区を含む現地調査や測量、設計等を実施させており、工事施工に伴う不具合が生じた際に責任の所在を明確にできる唯一の業者であるため。	㈱極東技工コンサルタント	¥5, 500, 000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
24	下水道推進課	R6. 7. 11	下水道管路維持管理情報システムデータ入力業務委託	維持管理情報のデジタル化	本市所有システムの開発者であり、今後予定しているGISシステムとの連携に際して、システム稼働に関する瑕疵の一元化を図れる唯一の事業者であるため	管清工業株式会社大阪支店	¥8, 130, 100	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
25	学校教育課	R6. 7. 1	令和6年度脊柱側弯症検査業務委託契約	小学校第5学年、中学校第1学年・義務教育学校第7学年全員及び「前年度精密検査受信者」に対する脊柱側弯症検査及び解析業務	当業務については、検査機器を市内全学校に持参し、集団受検方式により実施しなければならない。また、性質上一次検診、二次健診及び判読まで一貫して実施する必要があり、過去の検査データを継続的に観察し、判断する必要がある。 当該事業者は、本市において上記業務を遂行できる唯一の事業者であるため。	医療法人 厚生会	¥1, 687, 950	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託契約における随意契約理由の公表（令和6年7月1日～令和6年9月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

- ①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約
 - ②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの
- ※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額 (消費税込)円	適用条項
26	青少年教育課	R6. 7. 16	貝塚市はたちの集い開催事業委託契約	令和7年1月12日に開催する「はたちの集い」の企画・運営等の業務を委託	当該事業者は主に今年度20歳になる市内各中学校の卒業生で構成された団体であり、当該事業に関連する中学校等と連携し事業を実施できる唯一の団体であるため。	貝塚市はたちの集い実行委員会	¥1, 316, 000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号